

## 電子契約事業者説明会 質問と回答

No.	質問	回答
1	電子契約承諾書は案件ごとに提出する必要がありますか。	案件ごとに提出してください。
2	電子契約承諾書に押印は必要ですか。	不要です。
3	電子契約承諾書の提出方法はメールによるデータですか。持参等による紙ですか。	どちらでも構いませんが、ペーパーレス推進のため、メールによるデータ提出が望ましいです。
4	メールアドレスが一つしかない場合、担当者と承認者が一致してもよいですか。	構いません。
5	契約保証金の書類は紙媒体で提出しますか。	電子メールでの提出も可（紙媒体も可）とします。ただし、原本は後日、提出をお願いします。
6	紙契約書で契約した案件について、変更が生じた場合の変更契約については電子契約になりますか。	紙で契約し、変更があった場合は従来どおり紙での変更契約とします。
7	契約後の内容修正や取りやめ等の対応はどうなりますか。	変更契約が生じた場合は、変更契約書について電子契約手続を行います。